ショートステイ百華苑　料金表

令和6年4月1日改定

事業所番号	2373300934

【介護保険サービス】

	要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
介護サービス費	529単位/日	656単位/日	704単位/日	772単位/日	847単位/日	918単位/日	987単位/日
ｻｰﾋﾞｽ提供体制強化加算Ⅰ	22単位/日						
夜勤職員配置加算（Ⅱ）			18単位/日				
介護職員処遇改善加算	合計単位×8.3%						
（予）短期生活特定処遇改善加算Ⅰ	合計単位×2.7%						
介護職員等ベースアップ等支援加算	合計単位×1.6%						
介護保険自己負担分（1割）	632円	776円	853円	930円	1016円	1098円	1176円
介護保険自己負担分（2割）	1263円	1552円	1705円	1859円	2032円	2195円	2352円
介護保険自己負担分（3割）	1895円	2328円	2557円	2789円	3048円	3292円	3527円

【居住費、食費】

	介護保険負担限度額認定証なし	第一段階	第二段階	第三段階①	第三段階②
居住費	2006円/日	820円/日	820円/日	1310円/日	1310円/日
食費	1445円/日	300円/日	600円/日	1000円/日	1300円/日
一日負担額	3451円	1120円	1420円	2310円	2610円

※介護保険負担限度額の軽減を受けるためには、市町村の窓口に申請し【介護保険負担限度額認定証】の交付を受ける事が必要です

第一段階（本人及び世帯全員が市民税非課税であり、老齢福祉年金の受給者又は生活保護受給者）

※預貯金、有価証券等の合計が1,000万円以下であること（夫婦は合計2,000万円以下）

第二段階（本人及び世帯全員が市民税非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下）

※預貯金、有価証券等の合計が650万円以下であること（夫婦は合計1,650万円以下）

第三段階①（本人及び世帯全員が市民税非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下）

※預貯金、有価証券等の合計が550万円以下であること（夫婦は合計1,550万円以下）

第三段階②（本人及び世帯全員が市民税非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える）

※預貯金、有価証券等の合計が500万円以下であること（夫婦は合計1,500万円以下）

食費内訳（朝食335円、昼食630円、夕食480円）

【一日あたり負担目安】

（単位：円）

	介護保険負担限度額認定証なし1割負担	介護保険負担限度額認定証なし2割負担	介護保険負担限度額認定証なし3割負担	第一段階	第二段階	第三段階①	第三段階②
要支援1	4,083	4,714	5,346	1,752	2,052	2,942	3,242
要支援2	4,227	5,003	5,779	1,896	2,196	3,086	3,386
要介護1	4,304	5,156	6,008	1,973	2,273	3,163	3,463
要介護2	4,381	5,310	6,240	2,050	2,350	3,240	3,540
要介護3	4,467	5,483	6,499	2,136	2,436	3,326	3,626
要介護4	4,549	5,646	6,743	2,218	2,518	3,408	3,708
要介護5	4,627	5,803	6,978	2,296	2,596	3,486	3,786

※上記金額は、一日あたりの目安を示したものです。小数点以下の端数処理の関係で、差額が生じる場合があります

【その他費用】

送迎加算	片道につき184単位
緊急短期入所受入加算	１日90単位（利用日数：7日、やむ得ない事情がある場合は14日を限度として）
口腔連携強化加算	1回50単位（口腔健康状態の評価を行った上で、連携歯科医療機関への相談及び介護支援専門員への情報提供を行った場合）
長期利用者に対する適正化	３０日を超えて特養介護1の単位数　支援1：75/100　支援2：93/100
	31日～（30単位減算）60日以降（【単位数】介護１：670、介護２：740、介護３：815、介護４：886、介護５：955）

※該当する項目について日数分が加算されます。

※蒲郡市は7級地に該当している為、単位数に10.17円を乗じた金額が料金となっています。

その他の主な費用　おやつ代：1日１００円、理髪ｻｰﾋﾞｽ:実費　教養娯楽費：実費